

議員提出議案第6号

令和5年12月19日

阿見町議会基本条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

阿見町議会議長 平岡 博 殿

提出者	阿見町議会議員	吉 田 憲 市
賛成者	〃	紙 井 和 美
〃	〃	柴 原 成 一
〃	〃	久 保 谷 充
〃	〃	川 畑 秀 慈
〃	〃	飯 野 良 治
〃	〃	栗 原 宜 行
〃	〃	高 野 好 央

(提案理由)

本案は、議会改革等調査研究特別委員会における調査の結果、議会改革及び議会機能の充実・強化を図るに当たり、議会事務局の体制整備を明瞭な規定によって議会基本条例に定めるため、所要の改正を行うものです。

阿見町議会基本条例の一部を改正する条例

阿見町議会基本条例(平成 27 年阿見町条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条中「議員の」を「その」に改め、同条に次の 3 項を加える。

- 2 議長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 138 条第 5 項の規定に基づく任免権を行使する場合において、議会事務局の職員人事に関し、あらかじめ町長と協議するものとする。
- 3 議長は、前項に規定する議会事務局の職員人事に関し、議会改革及び議会機能の充実・強化のために、職員の適正な任用期間を確保できるように努めるものとする。
- 4 議会事務局の職員は、職員としての立場から議会活動を補佐するとともに、地方自治の本旨に基づく議会の使命に携わる者としての自覚と責任をもって、職務に当たるものとする。

第 18 条第 3 項中「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)」を「法」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

阿見町議会基本条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第 14 条 議会は、<u>議員</u>の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。</p> <p>(議員定数)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議員定数の改正に係る議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、<u>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)</u>第 109 条第 6 項又は第 112 条第 1 項の規定に基づき、議会運営委員会又は議員が提出するものとする。</p>	<p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第 14 条 議会は、<u>その</u>政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>2 議長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 138 条第 5 項の規定に基づく任免権を行使する場合において、議会事務局の職員人事に関し、あらかじめ町長と協議するものとする。</u></p> <p><u>3 議長は、前項に規定する議会事務局の職員人事に関し、議会改革及び議会機能の充実・強化のために、職員の適正な任用期間を確保できるように努めるものとする。</u></p> <p><u>4 議会事務局の職員は、職員としての立場から議会活動を補佐するとともに、地方自治の本旨に基づく議会の使命に携わる者としての自覚と責任をもって、職務に当たるものとする。</u></p> <p>(議員定数)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議員定数の改正に係る議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、<u>法</u>第 109 条第 6 項又は第 112 条第 1 項の規定に基づき、議会運営委員会又は議員が提出するものとする。</p>	